



2025年12月24日

各位

会社名 株式会社ディー・エル・イー  
代表者名 代表取締役社長CEO・CCO 小野 亮  
(コード番号: 3686 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役CSO 北川 智哉  
(TEL. 03-3221-3990)

### 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年12月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり第25回新株予約権及び第26回新株予約権（以下、それぞれを個別に「第25回新株予約権」及び「第26回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは、IP・コンテンツ事業を行っており、IP×テクノロジーを活かした事業展開を強みとしております。そして現在、新たなテクノロジーとしてAIが台頭し、当社にとりましては大きなビジネスチャンスが訪れております。このチャンスを活かすべく、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。業績向上及び企業価値向上の両軸で成長を目指していく必要があるという考えに基づいて、それぞれ対象者毎に条件の異なる新株予約権を発行する趣旨で、第25回新株予約権と第26回新株予約権を発行することとしております。

第25回新株予約権は、当社の取締役及び従業員を対象とし、その行使条件を、2027年3月期における連結損益計算書に記載された営業利益が黒字を計上すること及び売上高を基礎として算定されたIP・コンテンツの制作・販売による売上高8億円以上を達成することとし、そのうえで第25回新株予約権の行使可能期間の終期までに提出された有価証券報告書における連結損益計算書の営業利益の金額による行使可能な新株予約権の割合を定めております。これは、当社取締役及び従業員の、2027年3月期における黒字化達成のみならず、それ以上の営業利益の増加を通じた中長期的成長に対するインセンティブを強化することを目的としたものであります。

また、第26回新株予約権は当社の取締役を対象とし、その行使条件を、2026年3月31日までにAI動画の受託制作を100本受注することとし、そのうえで第26回新株予約権の行使可能期間の終期に至るまでの間における時価総額によって行使可能な新株予約権の割合を定めております。これは、2025年7月より新たに開始した、

今後の当社のビジネスの主軸であるAI事業のKPIと連動するものであります。AI事業のKPI達成条件は、AI事業戦略の立案・実行をベースとしており、立ち上げ期にあたる当事業年度における基盤構築と早期の事業化を実現させたか否かを判断するために設定しており、受託制作の受注は契約書の締結に基づいて客観的に判断するものとし、また将来的・中長期的企業価値向上のため時価総額の条件も併せて課すことでAI事業における貢献と企業価値の向上を明確に連動させる形としており、当社取締役の中長期的成長に対するインセンティブを強化することを目的としたものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の3.23%となります。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化効果を上回る企業価値及び株式価値の創出に繋がるものであります。

## II. 新株予約権の発行要項

### 第25回新株予約権発行要項

#### 1. 新株予約権の数

4,750個

なお、第25回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式475,000株とし、下記3.(1)により第25回新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に第25回新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

第25回新株予約権1個当たりの発行価額は31円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって第25回新株予約権の価値を算出したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

第25回新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、下記(2)において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

第25回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、第25回新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年12月23日の東

京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金155円とする。

なお、第25回新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、第25回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行前 1 株当たりの時価}} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行}} \times \frac{\text{新規発行前 1 株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、上記のほか、第25回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権の行使期間

第25回新株予約権を行使することができる期間は、下記(6)の新株予約権の行使条件①の(i)(ii)が全て満たされたことが当社により確認された時点から2035年12月24日までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 第25回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 第25回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による第25回新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要する。

### (6) 新株予約権者の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2027年3月期の有価証券報告書の提出日時点において、当社に在籍して

いて、以下(i)(ii)の条件を全て満たした場合に、割当を受けた第25回新株予約権行使することができる。

(i) 当該有価証券報告書における2027年3月期の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された営業利益が黒字を計上していること

(ii) 当該有価証券報告書における2027年3月期の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された売上高を基礎として算定されたIP・コンテンツの制作・販売による売上高が8億円以上であること

上記における営業利益・売上高の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

なお、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を喪失してから1年間を経過した時点で第25回新株予約権行使できなくなるものとする。ただし、いずれかの地位を喪失したことについて、正当な事由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者は、上記①の条件を達成した上で、行使可能期間の終期までに提出された有価証券報告書における連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された単年度の営業利益が一度でも下記に掲げる各金額以上となった場合、行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた第25回新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。上記における営業利益の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

営業利益1億円未満の場合：行使できないものとする

営業利益1億円以上の場合：割当個数の25%

営業利益2億円以上の場合：割当個数の50%

営業利益3億円以上の場合：割当個数の75%

営業利益5億円以上の場合：割当個数の100%

なお、行使可能な第25回新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

③ 新株予約権者が、以下に該当すると当社が認めた場合、当社は、当該新株予約権者から新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で買い戻すことができる。

(a) 2027年6月30日までに就業に関する規則、その他の社内規程及び法令違反があった場合

(b) その他、2027年6月30日までに故意又は過失により会社に損害を与える行為があった場合

④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれ行使することができる。

⑤ 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

⑥ 上記①に記載した条件の確定前に、(i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社から第25回新株予約権と同様の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取

得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

⑦その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

2026年1月9日

5. 申込期日

2026年1月7日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年1月9日

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払取扱場所

新株予約権と引換えにする金銭の払取扱銀行及び払取扱場所は次のとおりとする。

(払取扱銀行) 株式会社三菱UFJ銀行麹町中央支店

(払取扱場所) 東京都千代田区麹町四丁目1番地

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

第25回新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	2名	2,000個
当社の従業員	20名	2,750個
合計	22名	4,750個

第26回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

9,292個

なお、第26回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式929,200株とし、下記3.(1)により第26回新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に第26回新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

第26回新株予約権1個当たりの発行価額は16円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式

会社赤坂国際会計が当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって第26回新株予約権の価値を算出したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

第26回新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、下記(2)において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

第26回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、第26回新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年12月23日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金155円とする。

なお、第26回新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、第26回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、上記のほか、第26回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

第26回新株予約権を行使することができる期間は、下記(6)の新株予約権の行使条件①が満たされたことが当社により確認された時点から2029年1月9日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 第26回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 第26回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による第26回新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要する。

(6) 新株予約権者の行使の条件

- ① 第26回新株予約権は、当社が、2026年3月31日までに、AIで制作を行ったAI動画の受託制作を当社が100本受注したと認めて、当該条件達成時に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有している場合に、割当を受けた新株予約権を行使することができる。なお、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を喪失してから1年間を経過した時点で第26回新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、いずれかの地位を喪失したことについて、正当な事由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者は、上記①の条件を達成した上で、第26回新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における時価総額が一度でも下記に掲げる条件を満たした場合、行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた第26回新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。

時価総額100億円以上の場合：割当個数の25%

時価総額200億円以上の場合：割当個数の50%

時価総額300億円以上の場合：割当個数の75%

時価総額400億円以上の場合：割当個数の100%

時価総額=株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値×当社発行済株式数（自己株式を除く）

なお、行使可能な第26回新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ③ 新株予約権者が、以下に該当すると当社が認めた場合、当社は、当該新株予約権者から新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で買い戻すことができる。

- (a) 2026年3月31日までに就業に関する規則、その他の社内規程及び法令違反があった場合
- (b) その他、2026年3月31日までに故意又は過失により会社に損害を与える行為があった場合

- ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれを行使することができる。

- ⑤ 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑥ 上記①に記載した条件の確定前に、(i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社から第26回新株予約権と同様の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
- ⑦ ⑥の規定に定められた権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

2026年1月9日

5. 申込期日

2026年1月7日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年1月9日

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払取扱場所

新株予約権と引換えにする金銭の払取扱銀行及び払取扱場所は次のとおりとする。

(払取扱銀行) 株式会社三菱UFJ銀行麹町中央支店

(払取扱場所) 東京都千代田区麹町四丁目1番地

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

第26回新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社の取締役 1名 9,292個

以上